

【商品中古自動車】 R7年度以降の減免 申請におけるお願いについて

商品中古自動車減免の申請につきましては、毎年、納期限までに納税通知書に記載のある所管県税事務所への申請が必要となりますが、申請台数が多い場合などにおいて、一つの県税事務所へまとめて申請される例が多くみられます。

管轄が異なる県税事務所へ申請された場合、申請内容の確認に時間を要する場合がございましたので、恐れ入りますが、納税通知書に記載されている所管県税事務所をご確認のうえ、それぞれの自動車を所管する県税事務所ごとに申請を行っていただくようお願いします。

■所管事務所の確認方法

公 県		令和7年度 茨城県 自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書	
加入者名	茨城県 水戸 県税事務所	口座番号	12345-6-789012
NNNNNNNNNNNN			
310-8555 茨城県水戸市笠原町○○○○○○○○○○ 9 7 8 番 6 ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 茨城 太郎○○○○○○○○○○○○○○ 様 (カ ス タ マ ー バ ー コ ー ド 印 字 欄) (※引き落とし等)に利用する管理番号の出力想定領域)			

登録番号	
つくば○○○あ1234	
グリーン化税制	
50%軽減	
区分	年度 令和7年度
納期限	令和7年○月△日
金額	39,500 円
延滞金	
合計金額	

上記のとおり課税しましたので、
知します。
裏面の注意事項をご確認の上、
納期限までに納付してください。

自動車税(種別割)納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
登録番号	つくば○○○あ1234
車台番号	1234567890123456789ABC
有効期限	令和8年5月30日

納税通知書 (右半分) 「問合せ・返還先」を ご確認ください。

問合せ・返還先
〒310-0802
水戸市欄町1丁目3-1
水戸県税事務所 収税第一課
029-221-6605

年 月 日 茨城県 水戸 県税事務所長	印	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="height: 150px; vertical-align: top;"> 上記金額を納收し 領収日付印 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 収入印紙不要 (納税者保管) </td> </tr> </table>	上記金額を納收し 領収日付印	収入印紙不要 (納税者保管)
上記金額を納收し 領収日付印	収入印紙不要 (納税者保管)			

■現在、課税地指定制度をご利用いただいている方へ

茨城県では基幹税務システムの変更に伴い、大口納付方法の見直しを行う予定であり、R7年度以降に課税する自動車税（種別割）については課税地指定制度（県内の課税県税事務所を1つにまとめる制度）が廃止となります。

廃止後は、車検証に記載のある定置場住所を管轄する県税事務所より、それぞれ納税通知書を送付いたしますので、商品中古自動車の減免申請においても各所管事務所へ申請を行っていただくようお願いします。

■お問い合わせ先

お問い合わせは、R6年度に決定通知を受けた県税事務所または茨城県税務課（電話：029-301-2429）までご連絡ください。

R6.7 茨城県税務課